

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		○
㊦	㊦	㊦	㊦	○	

【エラーチェック済】

令和06 年分
開催分)

(ふりがな) にいづまひできこうえんかい

1 政治団体の名称 新妻ひでき後援会

2 主たる事務所の所在地 名古屋市中区栄1-14-15
(アパート・マンション名) RSビル2階 203号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
松波 克英

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
萱原 信英

事務担当者の氏名 (姓) (名)
萱原 信英

(電話) 052-253-5085

(電話)

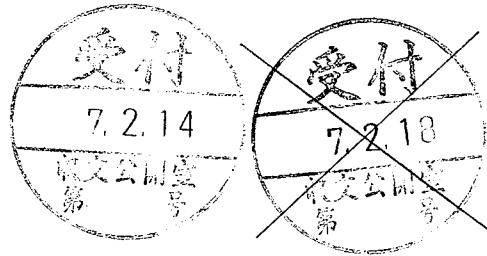
(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者(姓) (名) の氏名	新妻 秀規
公職の種類	参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者(姓) (名) の氏名(2人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者(姓) (名) の氏名(3人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	



0237

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

103960

(その2)

収 支 の 状 況

【エラーチェック済】

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,693,788
(前年からの繰越額)	3,788
(本年の収入額)	2,690,000
支 出 総 額	2,686,499
翌年への繰越額	7,289

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	新妻ひでき後援会総会 (政治資金パーティー)	1, 440, 000	令和6年12月8日ANAクラウンプラザホテルグランコート 名古屋5F「ローズルーム」 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合 計	1, 440, 000	

(その4)

(4) 借 入 金			
行番号	借 入 先	金 額	備 考
1	新妻秀規	1, 200, 000	令和6年1月4日
2	新妻秀規	50, 000	令和6年12月20日
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合 計		1, 250, 000	

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称		新妻ひでき後援会総会	
			対価の支払をした者の区分		2. 法人・その他の団体	
行番号	対価の支払をした者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又 は 所 在 地)	職業 (又は代表者の氏名)	備 考
1	ダイセイエブリー二十四株式会社	100,000	R6/12/4	愛知県一宮市萩原町萩原字松山531-27	田中 孝昌	
2	ダイセイ倉庫運輸株式会社	100,000	R6/12/11	愛知県小牧市大字入鹿出新田900	田中 毅	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合 計		200,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	465,057	0	
(4) 事 務 所 費	1,095,502	0	
小 計	1,560,559	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	410,500	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	715,440	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	715,440	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,125,940	0	
合 計	2,686,499		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		465, 057				
合 計		465, 057				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	事務所家賃	70,000	R6/1/29	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
2	政治資金監査報酬代	66,000	R6/1/29	上島大慶公認会計士 事務所	名古屋市昭和区福江2-13-1	
3	事務所家賃	70,000	R6/2/27	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
4	事務所家賃	70,000	R6/3/26	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
5	事務所家賃	70,000	R6/4/25	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
6	事務所家賃	70,000	R6/5/27	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
7	事務所家賃	70,000	R6/6/27	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
8	事務所家賃	70,000	R6/7/25	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
9	通信費	53,350	R6/7/25	さくらインターネット(株)	大阪市北区大深町4-20グランフロント大阪タワーA35F	
10	事務所家賃	70,000	R6/8/27	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
11	事務所家賃	70,000	R6/9/24	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
12	事務所家賃	70,000	R6/10/29	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
13	事務所家賃	70,000	R6/11/26	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
14	郵便代	33,000	R6/12/25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-2	
15	事務所家賃	70,000	R6/12/26	青山人美	名古屋市中区栄1-14-15	
	そ の 他 の 支 出	103,152				
	合 計	1,095,502				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		410, 500				
合 計		410, 500				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費 新妻ひでき後援会総会開催事業 (R6. 12. 8開催)	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	郵便代	26, 180	R6/11/5	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	郵便代	24, 260	R6/11/7	日本郵便 (株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	会場費	665, 000	R6/12/17	ANAクラウンプラザホテルグランコート 名古屋	愛知県名古屋市中区金山町一丁目1番1号	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		715, 440				

(その17)

資 産 等 の 状 況

【エラーチェック済】

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

行番号	資 産 等 の 内 訳		項目別区分	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	新妻秀規	1, 250, 000		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 1月 27日

政治団体の名称

新妻ひでき後援会

会計責任者の氏名

萱原

信英



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

令和7年1月24日

新妻ひでき後援会

代表 松 波 克 英 殿

登録政治資金監査人 上 島 大 慶
登 録 番 号 第 1 3 2 0 号
研修終了年月日 平成21年6月16日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、新妻ひでき後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、新妻ひでき後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

新妻ひでき後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、新妻ひでき後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上